



各 位

平成 23 年 7 月 4 日

会 社 名 株 式 会 社 ア ド バ ン テ ス ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役

兼 執 行 役 員 社 長 松 野 晴 夫
(コード番号 6857 東証第 1 部)

問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員

管 理 本 部 長 中 村 弘 志

T E L 0 3 - 3 2 1 4 - 7 5 0 0

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条に基づき、ストック・オプションとして発行する新株予約権について、下記のとおり発行することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社が平成23年3月28日付で公表した「Verigy Ltd.の株式取得（完全子会社化）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、平成23年3月28日付 Implementation Agreementにおいて、Verigy Ltd.（本社：シンガポール、以下Verigy社）の発行する全株式を取得することにより同社を完全子会社化することについて合意いたしました。かかる合意に基づき、当社は、Verigy社の買収の条件の1つとして、買収完了時点においてVerigy社が同社ならびにその子会社の取締役および従業員に対して付与していたストック・オプションを当社が承継し、その保有者に対し、当該ストック・オプションと実質的に同一のストック・オプションを付与することとなっております。

そのため、上記合意に基づき、下記2. および3. に記載する要領にて、当社が発行するストック・オプションをVerigy社およびその子会社の取締役および従業員に付与することを決議しております。

2. 当社が発行するストック・オプションの種類および概要

当社がVerigy社との間の合意に基づき承継すべき買収完了時点においてVerigy社が発行するストック・オプションは、基本的な条件は同一であるものの、承継の対象となるVerigy社のストック・オプションがVerigy社ないしその子会社の取締役ないし従業員に付与された時期に応じ、その割当対象者、人数、割当新株予約権数、行使価額および行使期間が異なっております。そのため、Verigy社との合意に基づき当社が承継すべきストック・オプションと同一のストック・オプションをVerigy社の取締役および従業員に発行するためには、基本的な条件は同一であるものの、割当対象者、人数、割当新株予約権数、行使価額および行使期間が異なる合計89種類のストック・オプションとしての新株予約権を発行することとなります。

当社が発行する新株予約権の発行の要項は下記3.に記載するとおりであり、当該要項に従い発行される各89種類のストック・オプションの割当対象者、人数、割当新株予約権数、行使価額および行使期間は別紙に記載するとおりですが、当社がストック・オプションとして発行することとなる89種類の新株予約権の合計に関する概要および主要な条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割り当てを受ける者

89種類の合計の新株予約権の割当対象者は下表のとおりです。

割 当 対 象 者	人 数	割当新株予約権数
当社が直接または間接にその発行済株式または持分の全部を有する国内外の子会社の取締役	15 名	1,197,337 個
当社が直接または間接にその発行済株式または持分の全部を有する国内外の子会社の従業員	371 名	1,189,709 個
合 計	386 名	2,387,046 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

89種類合計 当社普通株式 2,387,046株

※株式分割、時価を下回る新株発行の場合等は、株式数の調整を行います。

(3) 発行する新株予約権の総数

89種類合計2,387,046個

(4) 新株予約権の発行価額 ※89種類の新株予約権においてすべて共通の条件となります。

下記5.の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルもしくはその他の合理的な方法に基づき算出した公正価値とする。ただし、当該発行価額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、当社が当社国内外子会社から報酬支払債務を引受け、当社国内外子会社の取締役および従業員の有する報酬請求権または給与債権と、新株予約権の払込み債務を対等額で相殺するものとする。なお、払込に関する手続の詳細については、代表取締役に一任するものとする。

(5) 新株予約権の割当日 ※89種類の新株予約権においてすべて共通の条件となります。

2011年7月20日（ただし、会社法・金融商品取引法その他の法律上必要な届出等が完了することを条件とします。）

(6) 1株当たりの払込金額

各新株予約権の1株当たりの払込金額については、各新株予約権ごとに異なり、別紙のとおりです。

※株式分割、時価を下回る新株発行の場合等は、払込金額の調整を行います。

(7) 行使期間

行使期間の始期については89種類すべての新株予約権は割当日である2011年7月20日から開始されますが、行使期間の終期については各新株予約権によって異なり別紙に記載される各新株予約権の行使期間満了日までとなります。

3. 新株予約権の要項

当社が発行することとなる新株予約権の要項は以下のとおりです。当社が発行する89種類の新株予約権は、割当対象者、人数、割当新株予約権数、行使価額および行使期間を除き、以下に記載する共通の要項により発行されます。各89種類の新株予約権に係る割当対象者、人数、割当新株予約権数、行使価額および行使期間につきましては別紙をご参照ください。なお、以下に記載する要項の割当対象者、人数、割当新株予約権数、行使価額および行使期間については、一例として別紙に記載するプラン1の条件に従い記載しております。

(1) 新株予約権の割当てを受ける者（以下、本要項において「被割当者」という。）、割り当てる新株予約権の数および発行の条件

下記記載の割当適格者に対して、下記（2）ないし（12）の条件に従って新株予約権を割り当てる。ただし、当社の Verigy Ltd.買収完了時点で割当適格者でない者に対しては新株予約権を割り当てないものとする。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社が直接または間接にその発行済株式または持分の全部を有する国内外の子会社の取締役	1名	15,526個
当社が直接または間接にその発行済株式または持分の全部を有する国内外の子会社の従業員	—	—
合 計	1名	15,526個

[注：プラン1以外の各新株予約権の割当対象者、人数及び割当新株予約権数の内訳は別紙に記載のとおりです。]

本要項において「割当適格者」とは、割当日において、当社外国子会社である Verigy Ltd.ならびにその子会社および関連会社（以下、本要項において「割当対象会社」という。）の取締役、従業員その他割当対象会社の職務に現に従事する者（当該割当対象会社の社内規程に基づき許可された休職または休暇中の者を含む。）であって、退職届（当該退職届の通知期間を問わない）を提出していない者であり、かつ、当該割当対象会社から解雇通知（当該解雇通知の

通知期間を問わず、当該解雇通知が適用ある労働法規の基で適法か否か、また雇用契約に違反するか否かを問わない)を受領していない者をいう。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 15,526 株とする。

[注：プラン 1 以外の各新株予約権の目的である株式の数については別紙に記載のとおりです。]

なお、各新株予約権の目的である株式の数は、1 株とする。ただし、下記(6)により 1 株当たりの払込金額が調整される場合、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない各新株予約権についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{\text{払込金額}}{1 \text{ 株当たり払込金額}}$$

各新株予約権の目的である株式の数が調整される場合、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後の各新株予約権の目的である株式数に当該時点で行使されていない新株予約権の数を乗じた数に、新株予約権の行使により既に発行された株式数を加えた数に調整される。

(3) 発行する新株予約権の総数

15,526 個とする。

[注：プラン 1 以外の各新株予約権の目的である株式の数については別紙に記載のとおりです。]

(4) 新株予約権の発行価額

下記 5. の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルもしくはその他の合理的な方法に基づき算出した公正価値とする。ただし、当該発行価額については、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、当社が当社国内外子会社から報酬支払債務を引受け、当社国内外子会社の取締役および従業員の有する報酬請求権または給与債権と、新株予約権の払込み債務を対等額で相殺するものとする。なお、払込に関する手続の詳細については、代表取締役に一任するものとする。

(5) 新株予約権の割当日

2011 年 7 月 20 日（以下、本要項において「割当日」という。）とする。

(6) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金銭の額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金銭の額（以下、本要項において「払込金額」という。）は、次に記載される 1 株当たりの払込金額に上記(2)に定める各新株予約権の目的である株式の数（1 株）を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、7.84 米ドルとする。

[注：プラン1以外の払込金額については別紙に記載のとおりです。]

なお、割当日後、当社が株式分割、株式併合または時価を下回る価額による新株の発行もしくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使または当社普通株式に転換できる証券の転換による当社普通株式の発行または移転の場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる0.01米ドル未満の端数は切り上げる。また、①時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換できる証券（当社普通株式を対価とする取得請求権付株式および取得条項付株式を含む。）を発行するとき、②時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行または移転がなされる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行するとき、③合併、会社分割または株式交換のために1株当たり払込金額の調整を必要とするとき、④上記のほか、当社発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって1株当たり払込金額の調整を必要とするときは、当社が適当と考える方法により、必要かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額の調整を行うことがある。

① 株式の分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株あたり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

（7）新株予約権を行使することができる期間（以下、本要項において「行使期間」という。）

2011年7月20日から2015年12月10日まで

[注：プラン1以外の行使期間の終期については別紙に記載のとおりです。]

（8）新株予約権の行使条件

(i) 割当適格者としての地位の喪失

① 新株予約権を有する者（以下、本要項において「新株予約権者」という。）は、割当適格者としての地位を喪失した場合（ただし、下記(ii)および(iii)の場合を除く。）、当該割当適格者としての地位を喪失した日から3ヵ月後の応答日または上記（7）に定め

る行使期間の最終日のいずれか早い日までに限り、その保有する新株予約権を行使できるものとする。この場合、かかる割当適格者としての地位を喪失した日において行使可能となっていない新株予約権は以後一切行使できないものとする。

- ② 新株予約権者は、死亡、身体障害または the U.S. Internal Revenue Code of 1986（その後の変更を含む。）の Section 409A に規定される事由による離職により割当適格者としての地位を喪失した場合、当該割当適格者としての地位を喪失した日から 1 年後の応答日または上記（7）に定める行使期間の最終日のいずれか早い日までに限り、その保有する新株予約権を行使できるものとする。この場合、かかる割当適格者としての地位を喪失した日において行使可能となっていない新株予約権は以後一切行使できないものとする。本項における「身体障害」とは、医学的に見て死亡または 12 ヶ月以上続くことが予期される肉体または精神的な機能障害により業務に従事できなくなることをいう。
- ③ 新株予約権者は、当社ないし当社外国子会社が行う早期退職プログラムまたは労働管理計画に参加することにより割当適格者としての地位を喪失した場合、当該早期退職プログラムまたは労働管理計画において認められる新株予約権について、当該割当適格者としての地位を喪失した日から 3 ヶ月後の応答日または上記（7）に定める行使期間の最終日のいずれか早い日までに限り、その保有する新株予約権を行使できるものとする。

(ii) 支配権の異動

他の本要項の規定に関わらず、新株予約権者は、当社について支配権の異動が生じた場合または支配権の異動に伴い当該新株予約権者の雇用契約が解除される場合、その保有する新株予約権の全部または一部につき行使を行うことができる（ただし、当社が当該新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した範囲に限る。）。

「支配権の異動」とは、以下の場合をいう。

- ① 当社を当事者とする合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転（以下、これらの組織再編行為を総称して「組織再編」という。）が行われた場合であって、かかる組織再編の効力発生日の直前に当社の株主でない者が、効力発生日の直後において、(a)当該組織再編の結果として生ずる会社（当社が分割会社となる会社分割を行う場合、および当社が完全親会社となる株式交換を行う場合には、組織再編の結果として生ずる会社とは、当社を指すものとする。）および(b)当該組織再編の結果として生ずる会社の直接または間接の親会社（もしあれば）の発行済株式の総議決権の 50%以上を保有することとなる場合
- ② 当社が全部または実質的に全部の資産の売却、譲渡その他の処分を行った場合
- ③ (a)取締役の構成が変更される 24 ヶ月の日から取締役となっている者（以下、本項において「当初取締役」という。）または(b)(x)当初取締役および(y)当初取締役の総数の過半数の推薦により当社の取締役に就任した者の合計の過半数の賛成により取締役候補者となり当社の取締役として選任された者の数が当社取締役会の構成員の 50%未満となった結果、当社取締役会の構成が変更された場合

- ④ 第三者が直接または間接に当社の発行済議決権総数の 30%以上の議決権を有する証券の実質所有者 (U.S. Securities Exchange Act of 1934 (その後の変更を含む。以下同じ。) の Rule 13d-3 に定義される。) となる取引が実行された場合。本項における「第三者」とは、U.S. Securities Exchange Act of 1934 の Section 13(d)および 14(d)において使用される「person」と同一の意味を有するが、(a)当社、当社の親会社または子会社 (もしあれば) の従業員給付制度における受託者その他の証券受託保管者、および(ii)当社の株主がその当社の普通株式の所有割合と実質的に同一の割合で直接または間接に保有している会社を含まないものとする。
- ⑤ 当社の設立準拠地を変更することのみを目的とする取引を実行する場合、および当社の持株会社を設立することのみを目的とする取引において当該取引の直前の当社の株主が実質的に同一の株式保有割合により当該持株会社の株式を保有する取引を実行する場合は、支配権の異動には該当しないものとする。
- (iii) 各新株予約権の一部を行使することはできない。
- (iv) 行使された新株予約権の目的である株式に 1 株未満の株式が含まれる場合は、これを切り捨てる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 新株予約権割当契約の大要は、新株予約権割当契約 (外国人または当社の国外子会社の取締役もしくは従業員である被割当者については、[Rules of the Advantest Corporation 2011 Equity Incentive Plan (for Verigy Ltd.)]) のとおりとし、代表取締役はこれに必要な修正を加えることができるものとする。

以 上

(別紙)

プラン名	行使価格 (米ドル)	行使期限	人数			株数(個数)		
			合計人数	うち子会社の取 締役の人数	うち子会社の従 業員の人数	合計株数	うち子会社の取 締役の株数	うち子会社の従 業員の株数
1	7.84	2015/12/10	1	1	0	15,526	15,526	-
2	8.72	2015/06/08	1	1	0	5,828	5,828	-
3	8.72	2015/12/02	5	3	2	37,993	31,572	6,421
4	8.72	2016/01/19	1	0	1	4,303	-	4,303
5	9.04	2012/11/18	30	0	30	20,337	-	20,337
6	10.11	2016/11/30	7	4	3	47,410	33,476	13,934
7	10.11	2017/03/03	1	1	0	5,530	5,530	-
8	10.32	2017/06/30	1	1	0	37,264	37,264	-
9	10.33	2017/03/03	1	1	0	5,957	5,957	-
10	10.47	2015/06/08	1	1	0	5,828	5,828	-
11	10.57	2016/12/06	1	1	0	10,578	10,578	-
12	10.64	2017/11/30	11	6	5	102,452	76,573	25,879
13	11.04	2017/11/30	11	6	5	338,120	254,107	84,013
14	11.11	2015/12/02	5	3	2	36,371	30,348	6,023
15	11.18	2016/12/06	1	1	0	10,578	10,578	-
16	11.97	2017/03/03	1	1	0	4,840	4,840	-
17	12.03	2016/11/30	7	4	3	42,254	30,174	12,080
18	12.09	2016/11/30	7	4	3	44,652	31,709	12,943
19	12.09	2017/03/03	1	1	0	5,164	5,164	-
20	12.21	2015/12/10	1	1	0	15,526	15,526	-
21	12.31	2013/03/31	1	0	1	7,924	-	7,924
22	12.31	2015/01/23	44	2	42	95,901	16,773	79,128
23	12.42	2014/09/09	3	0	3	3,255	-	3,255
24	12.46	2016/01/19	1	0	1	5,297	-	5,297
25	12.46	2016/09/08	1	1	0	7,040	7,040	-
26	12.68	2016/12/06	1	1	0	10,578	10,578	-
27	12.96	2015/12/02	5	3	2	42,009	34,603	7,406
28	12.96	2016/01/19	1	0	1	4,918	-	4,918
29	13.16	2014/10/19	12	0	12	8,919	-	8,919
30	13.23	2016/11/30	7	4	3	40,164	28,833	11,331
31	13.39	2015/03/14	7	0	7	2,855	-	2,855
32	13.52	2016/12/06	1	1	0	10,578	10,578	-
33	13.74	2015/12/10	1	1	0	15,526	15,526	-
34	13.89	2015/12/02	5	3	2	44,002	32,981	11,021
35	13.89	2016/01/19	1	0	1	4,593	-	4,593
36	13.94	2015/12/10	1	1	0	15,526	15,526	-
37	14.10	2016/09/08	1	1	0	7,040	7,040	-
38	14.47	2014/07/19	5	1	4	10,122	440	9,682
39	14.48	2014/05/17	2	0	2	4,401	-	4,401
40	14.64	2015/07/18	12	0	12	3,465	-	3,465
41	15.61	2018/01/04	1	1	0	3,747	3,747	-
42	15.70	2017/12/27	1	1	0	41,404	41,404	-
43	15.96	2018/01/04	1	1	0	3,280	3,280	-
44	15.98	2018/01/31	1	1	0	2,659	2,659	-
45	16.21	2013/11/17	1	1	0	590	590	-
46	17.04	2018/01/04	1	1	0	3,747	3,747	-
47	17.04	2018/01/31	1	1	0	2,836	2,836	-
48	17.10	2014/03/16	1	0	1	263	-	263
49	17.49	2014/03/18	1	0	1	1,540	-	1,540
50	18.12	2011/07/29	1	0	1	6,349	-	6,349
51	18.12	2013/06/12	9	3	6	123,032	83,844	39,188
52	19.05	2011/08/17	2	0	2	828	-	828
53	19.05	2011/08/31	4	0	4	5,984	-	5,984
54	19.05	2011/09/19	1	0	1	836	-	836
55	19.05	2012/05/31	1	0	1	5,480	-	5,480
56	19.05	2013/03/31	1	0	1	7,043	-	7,043
57	19.05	2014/01/25	146	6	140	157,067	16,557	140,510
58	19.05	2014/01/26	1	0	1	5,282	-	5,282
59	19.05	2014/02/28	1	0	1	10,565	-	10,565
60	19.05	2016/01/16	254	8	246	440,566	29,365	411,201
61	19.10	2015/09/18	2	0	2	2,419	-	2,419
62	19.37	2013/07/12	1	0	1	931	-	931
63	19.48	2016/01/16	1	0	1	880	-	880
64	19.71	2015/11/14	10	0	10	31,457	-	31,457
65	20.29	2012/02/28	1	0	1	16,562	-	16,562
66	20.50	2011/12/22	1	0	1	8,281	-	8,281
67	20.50	2013/11/16	3	0	3	21,116	-	21,116
68	20.86	2016/03/13	3	0	3	5,545	-	5,545
69	21.17	2014/02/10	1	0	1	2,641	-	2,641
70	21.79	2013/12/13	7	3	4	41,195	19,666	21,529
71	22.73	2014/12/11	1	1	0	7,245	7,245	-
72	22.84	2014/12/02	4	2	2	25,979	16,147	9,832
73	22.84	2015/06/08	1	1	0	23,290	23,290	-
74	22.95	2014/12/11	1	1	0	7,245	7,245	-
75	24.14	2014/12/02	4	2	2	25,979	16,147	9,832
76	28.29	2013/12/12	4	2	2	25,877	13,456	12,421
77	28.29	2014/02/26	1	0	1	4,140	-	4,140
78	29.99	2014/12/11	1	1	0	7,245	7,245	-
79	29.99	2015/06/08	1	1	0	23,290	23,290	-
80	30.25	2013/12/12	5	2	3	30,017	13,456	16,561
81	30.59	2014/02/26	1	0	1	4,140	-	4,140
82	30.81	2013/12/12	1	1	0	6,210	6,210	-
83	30.93	2013/12/12	1	1	0	6,210	6,210	-
84	31.02	2014/12/02	4	2	2	25,979	16,147	9,832
85	31.92	2014/12/02	4	2	2	25,979	16,147	9,832
86	32.24	2014/12/11	1	1	0	7,245	7,245	-
87	34.29	2013/12/12	4	2	2	25,877	13,456	12,421
88	34.29	2014/02/26	1	0	1	4,140	-	4,140
89	34.76	2013/12/12	1	1	0	6,210	6,210	-
合計						2,387,046	1,197,337	1,189,709